

きずな

NO. 196 2019- 1

こんにちは **日本共産党** 中村れい子

市政報告です



発行：日本共産党高槻市議会議員団 市議会議員・中村れい子 事務所/☎569-1114 高槻市別所中の町3-7 ☎681-8480 自宅/古首部町2丁目15-8-606 ☎685-6636

高槻市の子育て支援で転入人口が増えています 市バスは市民生活に欠かせない公共交通

12月市議会の1日目に寿栄小学校ブロック塀の調査報告について、2日目に公立保育所、幼稚園を民間事業の運営にすることに対する質問をしました。最終日には、今期最後になる一般質問をしましたので、その一部を掲載します。

高槻市では、2016年には、5才から24才までの世代で転入の増、昨年は0才から19才、30才から39才まで

の世代で転入の増加がありました。子育て支援の充実、保育所へ入所しやすい環境づくりに努力した結果です。

市の地域性も考慮したガイドラインとして、2010年に「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を策定しました。

高槻市のまちづくり

大規模な住宅開発は、上牧の駅前で約2000戸、湯浅の工場跡地では約1500戸の住宅が建設されました。現在は、成合地域でインターチェンジの建設に伴い、土地区画整理事業が進められています。

調整区域でも、資材置き場などへの転用で、農地が減少しています。高槻の自然と農

地を守ることは、難しいですが大事なことです。都市計画法が改正され調整区域での大規模開発を許可できる規定が廃止され、地区計画の内容に適合したものに限り開発許可されることとなりました。

交通体系について

大阪府は「市街化調整区域における、地区計画のガイドライン」を策定、高槻市では、

調整区域の、地域づくりについて、「市街化を抑制する区域」という調整区域の基本理念を堅持しつつ、無秩序な市街化を抑制し秩序ある土地利用の規制・誘導を図るものであり、調整区域における地区計画を策定する場合の指針になります。

調整区域の開発についての考え方、調整区域を市街地に編入することについての考え方

住宅が開発され市バスが走り、市民の生活に欠かせないものとなり、昨年4月からは、

鉄道の駅とまちをつなぐ、市バスの路線があり発展してきました。これからも、鉄道と市バスの公共交通機関を確保していく必要

再質問

市は、調整区域での鉄道駅の可能性を検討しています。駅をつくるかどうかは、鉄道事業者の判断です。上牧の駅前や、湯浅の工場跡地の住宅建設では、

思ったように市の人口は増えていません。駅ができれば、市の負担は道路整備など大きくなりますから、判断は慎重にするべきです。

市の答弁

総合交通戦略では、市バス党の公共交通によって、都市拠点と生活拠点をネットワークで結ぶ、交通体系の維持・発展、利便性の向上を目指す方針を掲げている。

再質問

交通は市民生活に欠かせることができません。総合交通戦力によれば高槻市は高齢者が増え、車での移動から市バスを使う機会が増えていきます。大阪府や北摂7市に比べても、

バス移動が多くなっています。市民生活が持続できるように取り組んでください。



災害から日常生活を取り戻すために

大阪府が支援を決定

府の支援は、7月の集中豪雨、台風21号の被害に適用します。高槻市でも対象になる人がいます。大阪府の支援制度も

国の支援法と同じ条件ですから、半壊住宅で解体せざるを得ない住宅の基準が問題になります。国の説明文では、修繕費が高額となる場合などとなっております。支援していただきたい。

来年度も一部損壊への補助継続

現在、申請されている件数は11月末で2325件、今年度で5000件の見通しを。もたれていますが、一部損壊の罹災証明は2万5000件以上発行しています。全員が支援の対象ではありませんが、まだ多くの方が、修理のめどが立たず来年度以降に持ち越されています。来年度も支援を継続することを、周知することが必要です。

国民健康保険、制度変更での影響

広域化され都道府県と市町村の共同運営になりました。

1968円上がり、減免の金額が減らされました。6年後には加入世帯の半分が受け減免制度がなくなり、保険料は大幅な値上げになります。

災害減免について

高槻市は国民健康保険を大阪府の制度に合わせて移転するに、6年かけて移行すると決定しました。その影響で、保険料は年間で見ても、市条例に基づき負担とあります。市で

は災害時の減免について、要綱で災害損失にかかる減免の要件、減免する保険料、減免期間を具体的に規定しています。被害の程度の判定は罹災証明で行うとあり、一部損壊で保険料の2分の1相当額



水道事業は民営化ではなく市直営で実施

64 中村れい子

昨年12月の国会で、水道事業に民間事業者が参入できるように水道法を変えました。私は、一昨年の12月議会にこの問題を取り上げました。水道は電力やガスなど他のライフラインとは違って口に直接入れるものです。水源がどこで、浄水場でどのような処理をされ、通ってくる水道管が清潔かどうか、蛇口まで届く水の品質がそれによって変わってきます。私は、国民の命と生活に欠かせない水道事業は民営化にはなじまず、やめるべきだと質問しました。

市は、「市民のライフラインである水道事業は公的な責務を担っており、直営での事業運営を継続することが適切であると考えている」と答えました。

再質問

の減免、該当する年度末まで、及び翌年度の保険料を減免すると規程しています。来年度以降の見通しを、お聞きします。

市の答弁

災害減免については、その財源も含め、今後のあり方と方向性について検討を行った上で、適切に対応する。

事前に必ず連絡をください

市政相談日は

毎月、第2土曜日です



市会議員

中村れい子

場所：中村れい子事務所 別所中の町3-7

時間：朝10時～昼12時まで TEL 681-8480/自宅 TEL 685-6686